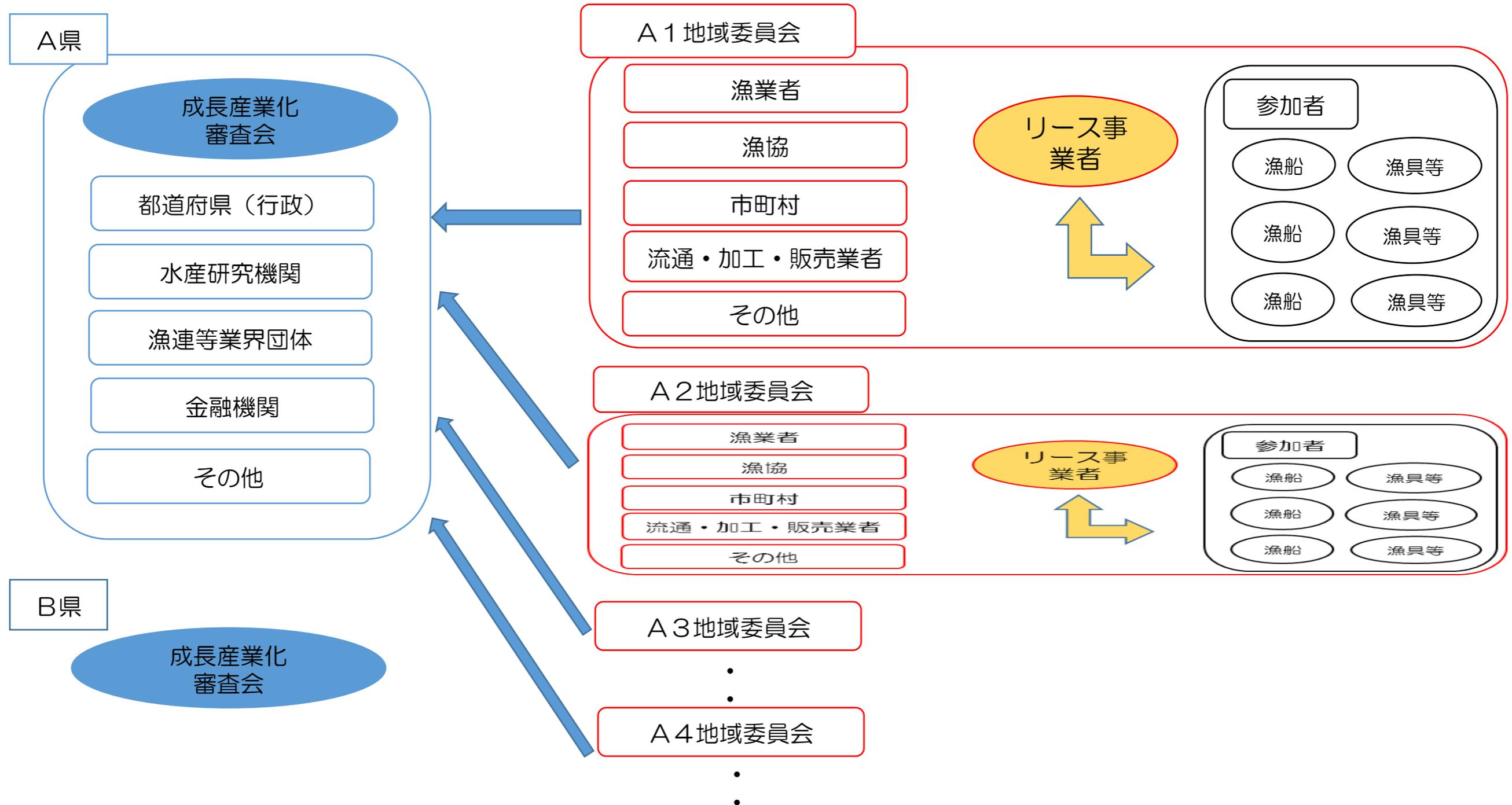


# 水産業成長産業化沿岸地域創出事業の体制



# 地域委員会

- メンバーは、漁村地域において、地域の重要な資源を漁獲している漁業者、漁協、市町村、流通・加工・販売業者、リース事業者等
- 「地域水産業成長産業化計画」（以下、「地域計画」という。）作成。

## 地域計画のイメージ

資源管理の取り組みを推進しつつ、収益性の向上を図り、持続的な漁業の実現を図るための計画

- 地域重要魚種の資源管理の推進
- 意欲と能力のある経営体への協業化
- 漁場利用の再活性化
- 漁獲物の付加価値化、販路拡大
- 浜を持続するための年齢構成への転換 等

※養殖業にあっては、資源管理を漁場環境改善に、資源管理計画を漁場改善計画に置き換えて策定する。以下同様。

## 地域計画の要件

- 複数の漁業者(経営体)によるグループが参画する計画であること。  
ただし、定置網等、漁村地域に一つしか存在しない漁業種類においてはこの限りではない。
- 現在の資源管理計画の取組に追加的な取組を実施し、資源管理を推進させるものであること。
- 事業を活用する者は、リース料の返済が可能であるもの。
- 当該計画に取り組む漁業者の漁業所得が5年間で10%以上見込める計画であること。

イメージとしては、最新の資源管理計画の内容に追加的な取組を盛り込む。なお、資源管理計画がないところは作成する。追加的な取組としては、休漁日の増加、使用漁具数量制限、体長制限、網目の拡大、区域規制等が考えられる。

地域水産業成長産業化計画書

事業計画書（個人経営体の場合）

年 月 日

1. 地域委員会

名 称	
代表者	

住 所  
氏 名

印

2. 目 的

3. 地域の概要

4. 地域委員会参加者

5. 計画の概要

5-1. 資源管理・漁場改善の取組

5-2. 収益性向上の取組

6. スケジュール

7. 効 果

1. 取組の目標

○漁業所得 10%向上

(単位：万円)

	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
漁業所得						
向上割合（対基準年）						
漁業収入						
漁業支出						
雇用労賃						
漁船・漁具費						
油費						
その他						
減価償却費（リース料等）						

注：数字の根拠、考え方に係る必要な書類を添付すること。

2. 取組の概要

注：目標を達成するための取組について内容を具体的に記載すること。

3. 取組に必要な漁船・漁具等の概要

注：添付資料：価格の根拠、その他参考となる資料を添付すること。

## 成長産業化審査会（都道府県単位）

### ▪メンバー

都道府県単位で、地域経済、資源、経営等の専門性を持ち合わせた審査組織とする。構成員は都道府県の行政、水産研究機関、漁連等業界団体、金融機関等。

### ▪計画承認

地域委員会が作成した地域計画を審査し、資源管理の推進、収益性の向上に係る内容の妥当性、都道府県水産振興計画等との整合性、漁船・漁具等の価格、リース計画等を審査し、優良な計画を承認。

### ▪事業評価及び改善計画

実行された地域計画について、資源管理の取組、資源の状況等の評価を行う。また、参画した漁業者からKPIの達成状況について報告を受け、評価を行う。KPIが未達となった場合には、原因分析を実施し改善に向けた指導を実施。

## 審査会における審査指針

- 資源管理の推進に取り組み、持続的な漁業が実現できるもの。
- 現状の資源管理計画に追加的な取組がなされているもの。(取組内容に漁獲量管理などアウトプットコントロールの要素が入っている場合には優先して事業対象とする。)
- 収益性の向上に資する計画(当該計画に取り組む漁業者の漁業所得又は償却前利益が5年間で10%以上見込める計画)であること。
- リース事業者が適格性を有するものであること。
- リース漁船、漁具等は、その管理を確実に実施できるものであり、価格が適正であること。(直近の価格実績から判断し、不当に高額でないこと。)
- 借受者は、漁業法令等の関係法令及び関係規則を遵守する者であること。
- 過去1年間に海事関係法令(海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令)違反による死亡災害が発生していないこと。
- 上記を踏まえ、より効果のある計画を総合的に選定。



## 補助事業の対象となる経費

- 成長産業化審査会  
人件費、賃金、消耗品費、旅費、謝金、その他：定額
- 地域委員会  
人件費、賃金、消耗品費、旅費、委託費、その他：定額
- リース事業者  
リース対象漁船、漁具等の取得費：1/2  
導入経費（金利・保証料）：定額（漁業近代化資金相当額）
- 事業実施主体  
一般管理費（人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、  
役務費、その他）：定額

## 補助対象経費及び上限額等

リース対象品目		上限額(補助金)	下限額(補助金)	リース期間(耐用年数以上)
漁船	原則中古船	1隻当たり 2.5億円	150万円	5～12年以上 (トン数及び船質により相違)
漁具等	定置網 まき網 底びき、船びき網 養殖生け簀・筏	1.5億円		3年以上
	船上クレーン 海水冷却装置 モニタリング機器 自動給餌器 洗浄機・海苔等乾燥機 その他	2000万円		5年以上

- ・補助率は1/2。
- ・補助対象経費(リース対象品目)は、減価償却資産として計上できるもの。  
(消耗品は除く。リース開始後5年間はKPIの報告が必要であることに留意。)
- ・1経営体あたりの補助限度額は、上記の対象品目の組合せにより、総額2.5億円以内。
- ・漁具等のうち、「その他」は水産庁長官と協議するものとする。
- ・耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による。

## 資源管理計画と地域水産業成長産業化計画の関係

